

【令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に係る災害】

住宅の応急修理制度について(災害救助法)

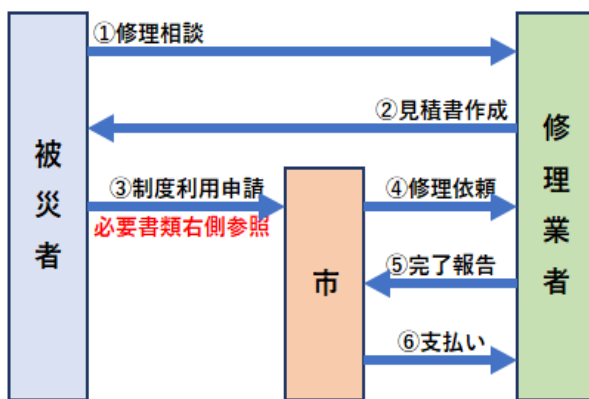
概 要

令和 7 年 8 月 14 日に内閣府及び鹿児島県から今回の大雨災害における「住宅の応急修理制度」の実施要領が示され、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理について、災害救助法の支援を受けられることになりました。

屋根、壁、床・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理が対象となります。

※はじめに、ご自身で修理業者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市に申し込んでください。

選定された修理業者に対し、市が依頼します。



申込時に必要な書類

- ① 住宅の応急修理申込書(様式 1-1,1-2)
- ② リ災証明書(写し)
- ③ 修理前の被害状況が分かる写真(様式 9)
- ④ 修理見積書(様式 3) + 内訳明細書
- ⑤ 資力に関する申出書(様式 2-1)
- ⑥ 申込チェックシート

※様式・Q&A 等は霧島市のホームページからダウンロードできます。

★豪雨被害から修理完了までのポイント

- ・ 豪雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須(修理前、修理中、修理後)(修理前・修理中の写真のない場合は図面提出)
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- ・ 既に修理が完了していても、修理費を支払っていない場合は対象となります。

★対象とならない修理(市ホームページに Q&A・工事例を公表しています。)

住宅設備等のグレードアップ・家電製品(エアコン等)・倉庫や車庫の部分・事業等で使用している部分・空き家・自主施工・壁紙のみの貼り替え・畳のみの交換など

※借家の場合は、条件・その他必要書類があるため、霧島市ホームページの「住宅の応急修理制度に係る Q&A の 23 番」をご確認のうえ、建築指導課にご相談ください。借家については、一部対象にならない場合があります。

対象世帯

被害を受けた住宅が、リ災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と記載されたすべての世帯 (「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。)

費用の限度額 (1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 : 739,000 円以内

準半壊 : 358,000 円以内

※費用は市から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。



受 付・完了期限

受付開始予定日:令和7年 8 月 25 日(月曜日)から

応急修理完了期限:令和7年 11 月 6 日(木曜日)まで

応急修理 (霧島市 HP)

相談受付窓口 霧島市役所建設部建築指導課 建築審査グループ(本庁舎本館 2 階)

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

電話(直通)0995-64-0954 e-mail:shido@city-kirishima.jp